

タイ、プミポン国王陛下崩御の影響

—景気が一時的に減速するほか、将来的な政局不安定化につながる懸念も—

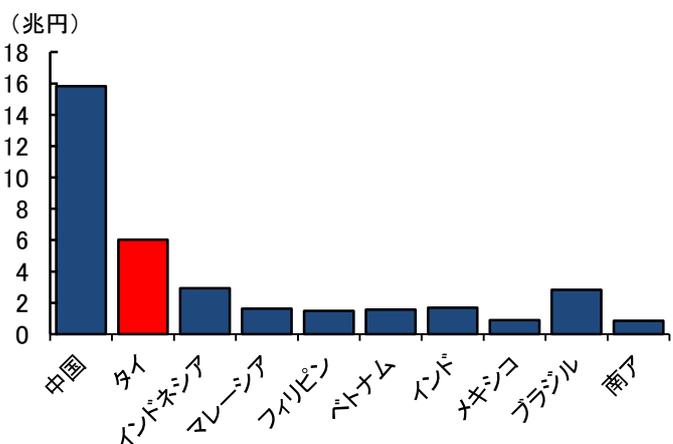
- (1) 2016年10月13日午後7時（現地時間）、タイ王室庁は同日午後3時52分にプミポン国王（ラーマ9世）が崩御したことを発表。プラユット首相は国王崩御を受けて会見し、①すべての公的な場所、政府機関、国営企業などでの30日間の半旗の掲揚、②すべての公務員、国営企業従業員は1年間の喪に服すること、③国民は30日間は娯楽などを控えること、④国民は時節をわきまえて考えて行動することなどを要請。一方、金融機関や産業界には通常通りの稼働を呼び掛け、経済への影響を最小限に抑えたい意向を表明（図表1）。
- (2) もっとも、国王は、数々の政治混乱を収束させてきたほか、積極的な外資導入により同国経済を大きく発展させたことで、国民から絶大な信頼を集めており、国王の崩御により同国の政治・経済が大きな影響を受けることは必至。また、タイは日系企業が数多く進出してきたことで自動車産業を中心とした世界有数の産業集積があり（図表2）、同国の政治・経済情勢は日本企業にとって非常に重要。
- (3) 実体経済面の影響では、08年1月のガラヤニ王女（プミポン国王の姉）死去時を参考にみると、まず、政府消費が縮小する見込み。08年1～3月期、4～6月期の政府消費はそれまでの6%半ばから9%台前半の伸びが前年割れに。07年の新憲法制定や国民投票の反動減による部分もあるものの、王室メンバーと王室庁職員が100日間、政府関係者、公務員が15日間の、喪に服したことも少なからず影響。今回が、国王の崩御であることを踏まえれば、政府が当面、各種イベントの自粛や規模縮小などを対応を採ることで政府消費が縮小する可能性大。

（図表1）国王崩御に伴うタイ政府の主な発表内容

①	全ての公的な場所、国営企業、政府関係機関及び教育機関は、10/14より30日間半旗を掲揚
②	全ての公務員及び国営企業従業員、政府関係職員は10/14より一年間の服喪期間
③	一般国民は、10/14より30日間は娯楽などを控えること
④	一般国民は時節をわきまえて行動すること
⑤	一般国民の服喪期間は任意
⑥	証券市場や貿易活動を停止させずに、国の信用を維持すること

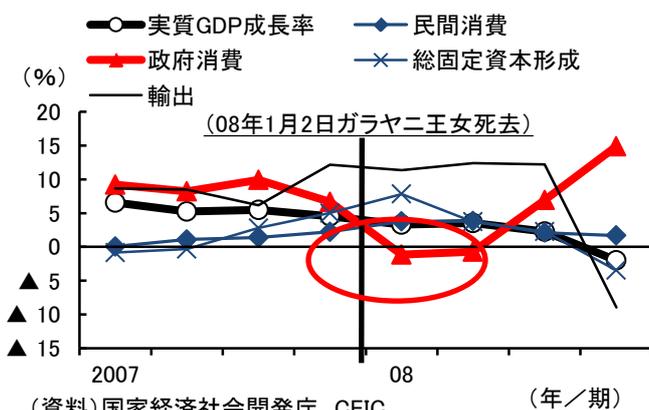
（資料）タイ首相府、在タイ日本大使館、各種報道を基に日本総研作成

（図表2）日本の主な地域別直接投資残高（2015年末）



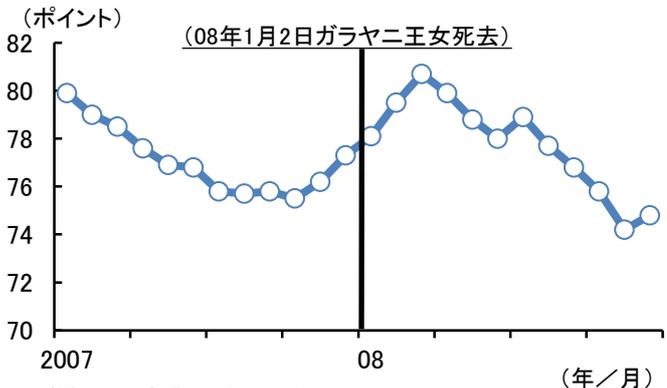
（資料）日本銀行「対外直接投資残高（地域別・業種別）」

（図表3）王女死去前後の景気の動き



（資料）国家経済社会開発庁、CEIC

（図表4）王女死去前後の消費者マインド

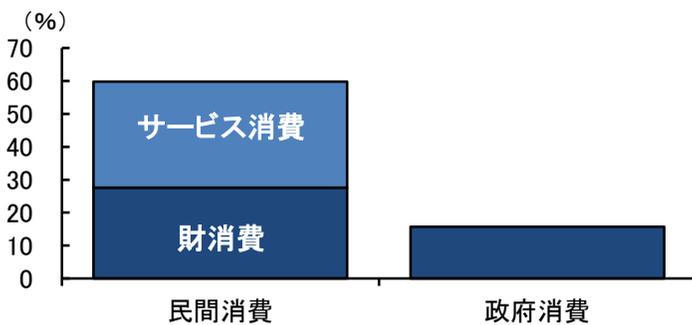


（資料）タイ商業会議所大学、CEIC

(4) 次に民間消費の縮小が懸念。ガラヤニ王女死去時は、民政移管の影響などから消費者マインドが春頃まで改善を続けたことなどを背景に(前頁図表4)、統計上は目立った下振れは顕在化せず。もっとも今回は、政府が30日間の娯楽の自粛を要請していること、広く国民に敬愛されていた国王の崩御という事態を勘案すれば、サービスを中心に一時的な消費の落ち込みは不可避。ちなみに、サービス消費はGDPの32%を占め、このうち自粛対象になり得る「娯楽・文化」、「飲食・宿泊」はサービス消費の4割強のシェア(図表5・6)。「娯楽・文化」、「飲食・宿泊」は16年4~6月期にそれぞれ9%超の伸びとなっており、仮にこの伸びがゼロになったと仮定すると、10~12月期の実質GDP成長率を0.4%ポイント押し下げると試算される。

(5) 一方、政治面では、民政移管に遅れが生じる見通し。8月7日の国民投票で新憲法草案などの承認後、政府は憲法草案の修正や新憲法の発布、憲法付属法の制定など各種プロセスを同時並行的に進めることで、17年末頃の総選挙実施を想定していたものの、国王崩御により新憲法公布の遅れは不可避(図表7)。しかしながら、国王崩御という特殊な事情や、新憲法施行後も5年間には現在の軍政の影響力が残ることを考えれば、民政移管の遅れにより政治混乱が深刻化する事態は避けられる見込み。むしろ、問題は、民政移管後にいわゆる「タクシン派」と「反タクシン派」の対立が再び顕在化した際に、その混乱を収束させる切り札を失った点。次期国王には、ワリラロンコン皇太子が即位する見込みながら、プミポン国王のような立憲君主制の枠組みを超えて政治的安定をもたらす権威を持つには相当の時間を要する可能性も。

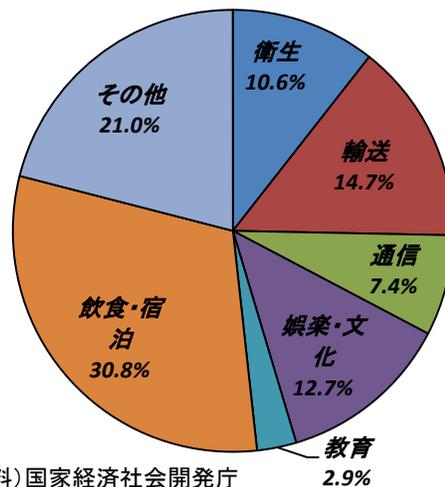
(図表5) 民間消費と政府消費の実質GDP比(2015年)



(資料) 国家経済社会開発庁

(注) 民間消費には財消費、サービス消費の他に、非居住者消費と海外自国民消費が含まれるため、財消費とサービス消費の比率の和は民間消費に一致しない。

(図表6) サービス消費の内訳(2015年)



(資料) 国家経済社会開発庁

(図表7) 民政移管への想定スケジュール(国王崩御前)

時期	主な内容
15年	9月: 6日、改革評議会、新憲法草案否決
	10月: 5日、新憲法起草委員会に21人を任命。委員長は国軍が主導する治安当局顧問の法律家ミーチャイ氏が就任。
16年	1月: 29日、新憲法起草委員会が新憲法の一次草案を公表
	2月: 15日、国家平和秩序維持団、内閣、国家立法議会、国家改革推進会議が、新憲法起草委員会に修正項目を提出 17日、選挙委員会が国民投票を7月31日に実施することを決定
	3月: 29日までに新憲法起草委員会、最終草案を策定
	8月: 7日、国民投票実施 10日、中央選挙管理委員会、新憲法草案及び上院の首相指名参加条項が承認されたことを発表
17年	①上院の首相指名参加に関する憲法草案の修正(必要日数:30日) ②修正後の憲法案を憲法裁判所が審理(30日) ③憲法裁判所が合憲と判断すれば国王に奏上し、新憲法公布(30日) ④憲法付属法の制定(240日)、⑤立法議会でも憲法付属法の審議、制定(60日)
	⑥下院議員選挙の実施(150日)
	⑦上院議員の選出(30日)
18年	民政移管。新政権発足

(資料) 各種報道を基に日本総研作成